

福祉生活病院常任委員会資料

(平成22年8月20日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所の保守管理の不備問題について
(防災チーム) 1
- 2 人形峠環境技術センター保安規定違反に係る対応について
(防災チーム) 2
- 3 第2回鳥取県減災目標等策定委員会の開催結果について
(防災チーム) 3
- 4 地震防災力強化期間について
(防災チーム) 4
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(防災チーム) 5
- 6 第4回鳥取県国民保護講座の開催について
(危機管理チーム) 6
- 7 住宅用火災警報器設置状況調査結果について
(消防チーム) 9

防 災 局

島根原子力発電所1号機及び2号機の保守管理の不備等の問題について、前回（7月21日開催）の
常任委員会報告以降の状況について報告します。

1. 中国電力の主な対応

(1) 島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請(8月5日)

6月15日に国から変更命令のあった保安規定について、指示のあった項目の内容を変更する認可申請
書を経済産業大臣に提出。

[変更概要]

保安規定の変更命令	保安規定の変更内容
保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化	各保守管理業務を遂行する責任者(発電所長等)や各保守管理業務に適用する QMS 文書(品質マネジメントシステムに必要な品質マニュアルや手順書類等)名を具体的に記載し、保守管理業務に係る役割及び責任を明確化。
保守管理業務に係る手順の文書化及びその位置づけの明確化	○直接原因の再発防止対策に係る保守管理業務の手順を QMS 文書に反映し、その QMS 文書名を具体的に保安規定に記載して、保守管理業務に係る手順を明確化。
保全計画の継続的な見直し	○点検・補修の結果、不適合管理、是正処置及び予防処置の結果を踏まえ、保全計画(点検計画表等)を継続的に見直すことを明記。
業務運営の仕組みの強化	○業務運営の仕組みを強化するために設置した組織等について、その役割や実施内容を明記。 ・「原子力部門戦略会議」を設置し、規制動向や現状の保安活動における課題・問題点を把握し、原子力の重要課題を統括して業務運営の改善を図る計画を検討する。 ・「原子力安全情報検討会」を設置し、保安活動に関する制度変更に対し、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を策定するとともに、発電所が十分実施可能な合理的な手順を確立する。 ・発電所の統括機能を強化し責任体制を明確にするため、関係課を統括する保修部、品質保証部を設置する。
不適合管理に係る組織の役割及び責任の明確化並びに不適合情報の収集・処理の強化	○不適合管理に関する責任者の役割を明記するとともに、不適合と思われる情報すべてについて、新設する「不適合判定検討会」の対象とすることを明記。
安全文化を醸成する活動の取組の強化	○安全文化の醸成に向けて設置した組織等について、その役割や実施内容を明記。 ・「原子力強化プロジェクト」を設置し、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を行う。 ・「原子力安全文化有識者会議」を設置し、第三者の視点から原子力安全文化醸成活動に対する提言を受ける。

(2) 点検時期を超過した2号機の機器の点検を完了し国へ報告(8月5日)

点検超過した2号機の162機器の点検を実施し、機器の健全性に問題がないこと確認完了(7月27日)し、
国へ報告。 ※1号機(点検超過数349機器)は引き続き点検中

2. 国（経済産業省原子力安全・保安院）の対応

○変更認可申請書の厳格な審査等と2回目の特別な保安検査の実施

- ・中国電力からの保安規定変更認可申請書の厳格な審査と2号機点検完了報告書等の厳格な確認を実施。
- ・また、これらの申請内容と再発防止対策の実施状況等を厳格に確認するため、中国電力に対する2回目の特別な保安検査を実施。(8月9日～27日)

3. 鳥取県の対応

引き続き、国の対応や中国電力の再発防止策の実施状況等を注視し、必要に応じて国等への要望や県民への情報提供等を実施していく。

(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センターが、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく経済産業省原子力安全・保安院（上斎原原子力保安検査官事務所）の平成22年度第1回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）を、平成22年5月26日～28日に受けたところ、「加工施設の定期的な評価」の実施状況等について保安規定違反があったため、下記の対応を行いました。

1. 保安規定違反の概要

- (1) 「加工施設の定期的な評価」※1 の実施・報告書作成※2 の手続きにおいて、センターの「安全審査委員会」及び機構本部の「中央安全審査・品質保証委員会」の審議を経ていなかった。

【理由】

下記の①、②の報告書の概要を含めた③の報告書について安全審査委員会等の審議を受けたので、別途①、②の報告書についての審議を経る必要がないと誤解していたため

※1 核燃料物質の加工の事業に関する規則 第7条の8の2（加工施設の定期的な評価）による評価…H15年10月規則に規定加工施設ごと及び10年を超えない期間ごとに（既存施設については早期に）

①加工施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

②加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

事業開始日以降20年を経過する日までに

③経年変化に関する技術的な評価を行うこと 等

※2 上記①～③の評価に係る報告書のうち、H20年2月に策定した①、②報告書が未審議、

- (2) 理事長のマネジメントレビューに必要な(1)の報告書の評価結果のうち、①、②の結果をインプット情報として提出していなかった。

【理由】(1)と同様

2. 原子力安全・保安院（上斎原原子力保安検査官事務所）の対応

- (1) 違反内容が「手続き上」のものであり、定期的な評価結果の内容に実質的な問題はなく安全性への直接的な影響はないため、「軽微な違反」に該当するものと判断し、7月12日付け内部文書にて上記の違反事項を指摘するとともに下記を要請。

○違反事項の改善についての具体的な実施計画の策定及び実施並びにその有効性を評価すること

○違反の背景に組織的な問題がないか根本原因分析を行うこと

- (2) 上記違反があったことについて、全国の他施設の保安検査結果と併せて8月9日付けで公表

- (3) 違反事項の改善状況については、今後の保安検査等により確認

3. 人形峠環境技術センターの改善策実施状況

人形峠環境技術センターの品質保証活動及び原子力安全・保安院の指示に基づき、改善のための実施計画を策定し、以下の改善策を実施しており、実施後その有効性を評価することとしている。

- (1) 安全審査委員会等の審議に関すること

・7月14日開催の安全審査委員会において未審議の報告書を審議（「中央安全審査・品質保証委員会」は9月以降審議予定） など

- (2) 理事長のマネジメントレビューのインプット情報に関すること

・6月28日付けでインプット情報を理事長へ提出

・インプット情報の提出漏れのない体制とした（教育の実施と該当する全報告書の提出指示）

- (3) その他

・7月26日に日本原子力研究開発機構の本部に根本原因分析チームを発足 など

4. 鳥取県の対応

国は「軽微な違反」と判断しているが、原子力施設の安全・適正な運営上重要である保安規定の違反であり厳正な対応が求められることや、特別な事態が発生した場合の速やかな報告体制づくりのため、遺憾の意を表すとともに下記内容を8月9日付けの文書で申入れた。

○保安規定違反の原因分析、再発防止策の実施とその報告

○今後は、検査違反や法令違反等、事業運営上特別な事態が発生した場合は、本県及び三朝町へ速やかに報告すること

第2回鳥取県減災目標等策定委員会の開催結果について

平成22年8月20日

防災チーム

地震災害による被害の軽減を図ることを目的として地震防災対策の減災目標の設定や当該目標を達成するための行動計画（アクションプラン）の策定に向けて必要な事項を検討するため、下記のとおり第4回の鳥取県減災目標等策定委員会を開催しました。

記

1 開催日時 7月23日（金） 午後1時から3時30分まで

2 開催場所 県災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

3 議事

（1）第3回委員会以降の検討事項の対応（被害想定の見直しなど）について

（2）アクションプランの施策体系と施策項目について

（3）今後のスケジュールについて

4 出席委員

分野	役職	氏名	備考
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平（にしだ りょうへい）	会長
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生（かがわ たかお）	
地震対策(地盤)	鳥取大学大学院工学研究科教授	藤村 尚（ふじむら ひさし）	
建物被害対策	鳥取環境大学建築・環境デザイン 学科教授	渡邊 一正（わたなべ かずまさ）	
防災政策	京都大学経営管理大学院教授	小林 潔司（こばやし きよし）	

5 協議内容

被害想定の見直し結果の確認を行うとともに、アクションプランの策定に向けて、施策体系・項目の内容検討及び減災目標の数値設定等について意見交換を行った。意見を受け、新たな施策の検討、施策体系・項目の整理を行い、次回委員会で再度協議する予定。

【会議で出た主な意見】

（被害想定）

- 10年後を意識したアクションプランであれば、過去の人口推計をもとに10年後の総人口を被害想定にも反映させるべき。

（アクションプラン）

- 施策の体系は、自助、共助、公助の観点から、実施主体（自治体、事業者、住民）別に整理したほうがよい。誰がどのような取り組みを行えばどれだけ効果があるのか、わかりやすく示すことで、それぞれの役割が明確になり住民の理解も得られるのではないかと。
- 施策項目が多過ぎるのではないかと。重点施策の設定等、優先順位をつけてメリハリをつけたほうがよい。
- 減災目標数値を上積みするため、火災対策等を中心とした新たな施策を市町村等の関係先と調整のうえ検討すること。
- 地震が起こった際にアクションプランの施策の進捗状況が問われる。事業の進捗管理が重要であり、必要に応じて見直しを行うこと。

6 今後の予定

8月下旬 第5回委員会開催（アクションプラン案の策定）

〃 パブリックコメント実施（4週間程度）

9月下旬 第6回委員会開催（アクションプランの決定）

10月 アクションプランの公表

地震防災力強化期間について

平成22年8月20日
防災チーム

1 趣 旨

本年10月6日が鳥取県西部地震発生から10年目に当たることから、9月及び10月を地震防災力強化期間と位置づけ、地震防災に関する意識啓発事業を集中的に実施します。鳥取県西部地震の経験、教訓を風化させることなく、今後の地震防災に生かすため、広く皆様の参加を得て「鳥取県西部地震から10年目事業」を展開し、様々な主体による地震防災に関する各種事業の実施を促して啓発効果を向上させ、地震防災力の強化を図ります。

2 期 間 平成22年9月1日から10月31日まで

3 場 所 鳥取県内全域

4 共 催 県及び趣旨に賛同する市町村、消防局、防災関係機関、各種団体等

5 事業内容

多様な実施主体に、「鳥取県西部地震から10年目事業」との副題を付けて、次の項目に係る事業を自主的に企画・運営していただきます。

- (1) 地震の経験と教訓の伝達
- (2) 地震防災対策の紹介
- (3) 地震防災をキーワードにした取組と地域づくりの促進

6 事業の広報・PR

鳥取県西部地震から10年目事業の情報発信力を高めるため、県広報やホームページ、市町村広報、パブリシティの活用等により広報を実施するとともに、各種イベントでPRを行うなど、事業を効果的に周知します。

7 問い合わせ先

県庁防災局防災チーム 電話0857-26-7584 ファクシミリ0857-26-8137

(参考) 県が行う主な事業

【メイン事業】

○鳥取県西部地震から10年目フォーラム

フォーラムⅠ

- (1) 日時・場所 10月5日(火) 13:00~17:00 日野町文化センター等(日野町根雨)
- (2) 内 容 防災教育の報告・発表、中山間地の防災と復興などの公開車座座談会、討論会

フォーラムⅡ

- (1) 日時・場所 10月6日(水) 10:00~15:30 米子市文化ホール(米子市末広町)
- (2) 内 容 鳥取県西部地震の教訓や中山間地域の防災対策などの講演、パネルディスカッション

○とっとり防災フェスタ

- (1) 日時・場所 10月17日(日) 10:00~15:00 米子港臨港地区(米子市)
- (2) 内 容 救助救出訓練、バケツリレー初期消火訓練、炊き出し無料サービス、消防車両等展示、ヘリ展示、体験学習(はしご車搭乗、巡視艇搭乗体験、起震車体験、高所作業車体験、ちびっこコスプレ等)
- (3) 参加団体 鳥取県、西部地区市町村、各消防局、自衛隊、ライフライン機関、地元自治会等

【フォローアップ事業】

○鳥取県西部地震の巡回パネル展示

- (1) 日時・場所 9月~10月の間 鳥取県内各所
- (2) 内 容 鳥取県西部地震を紹介するパネルを県内各所で巡回展示

○防災危機管理トップセミナー

- (1) 日時・場所 10月29日(金) 倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
- (2) 内 容 県内各市町村長、県部局長等を対象とした災害発生への対応研修

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

防災局							
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
防災手続課	鳥取県震度情報ネットワーク更新工事	鳥取県全域	日本電気株式会社 中四国支社	170,186,362円	平成22年7月28日 ～ 平成23年2月16日	平成22年7月28日	制限付 一般競争入札 (1社)

【新規分】

第4回鳥取県国民保護講座の開催について

平成22年8月20日

防災局危機管理チーム

韓国哨戒艦の沈没事件等により朝鮮半島の緊張が高まっている折から、北朝鮮の情勢が我が国に及ぼす影響について、県民の知識と関心を高め、万一の場合に必要な国民保護措置等の準備に資するため、北朝鮮情勢をテーマに第4回鳥取県国民保護講座を開催します。

1 開催日時

平成22年9月5日（日）午後0時30分～午後2時15分

2 開催場所

米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

3 内容

「もしもの時」に備えて～朝鮮半島情勢から学ぶ国民保護～

挨拶 鳥取県防災監 大場 尚志

講演「朝鮮半島情勢から学ぶ国民保護」

防衛省防衛研究所 統括研究官 武貞 秀士 氏

4 入場料

無料

5 詳細

別添チラシのとおり

6 その他

フリースペースにてパネル展示を開催（国民保護 自衛隊 拉致問題）

入場無料・申込不要

【定員300名】

「もしもの時」に備えて

～朝鮮半島情勢から学ぶ国民保護～

9月5日(日) 12:30～14:15

米子コンベンションセンター 小ホール

講師 防衛省防衛研究所統括研究官

たけさだ ひでし
武貞 秀士 氏



北朝鮮情勢とそれに伴う日本への影響と対応

～講師の略歴～

1974年に慶應義塾大学大学院修士課程を修了後、防衛研究所入所。1977年には同大学院の博士課程修了。防衛研究所研究室長、同所図書館長を経て2007年4月より現職。

主な著書に「防衛庁教官の北朝鮮深層分析」(KKベストセラーズ)、「恐るべき戦略家 金正日」(PHP研究所)がある。

主催:鳥取県

共催:自衛隊鳥取地方協力本部

後援:陸上自衛隊米子駐屯地、航空自衛隊美保基地、米子市、境港市、日吉津村

大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

フリースペースにてパネル展示も同時開催

国民保護・自衛隊・拉致問題

■お問い合わせ■

鳥取県防災局危機管理チーム(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)

電話 0857-26-7878/ファクシミリ 0857-26-8137

プログラム

時間	内容
12:30	開会
12:30~12:45	開会挨拶 鳥取県防災監 大場 尚志
12:45~14:15	講演 テーマ「北朝鮮情勢とそれに伴う日本への影響と対応」 講師 防衛省防衛研究所 統括研究官 武貞 秀士(たけさだ ひでし) 氏
14:15	閉会

会場のご案内

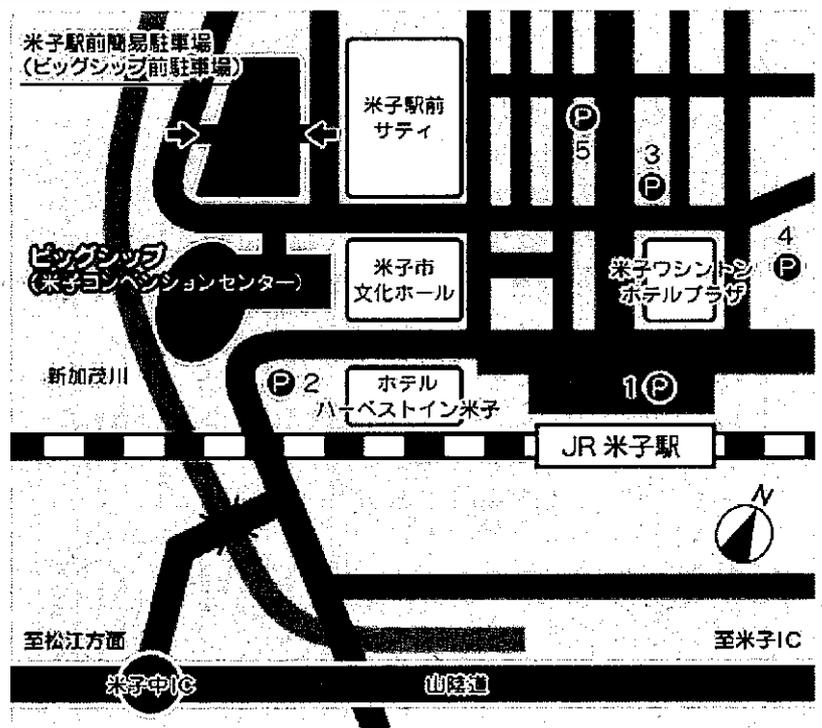
米子コンベンションセンター(〒683-0043 鳥取県米子市末広町294)

※施設に関するお問い合わせ 0859-35-8111

交通アクセス

- JR米子駅から徒歩5分
- 米子空港から車で約25分
- 米子自動車道米子ICから山陰自動車道(松江方面)経由米子中ICから車で約5分

(※松江方面からお越しの場合は、米子西ICを下りてください)



駐車場のご案内

※米子駅前簡易駐車場(ビッグシップ前駐車場)に駐車し、米子コンベンションセンターの会議や催事に参加された方は、駐車券を御持参いただき、会場内設置の割引認証機にお通しください。(御利用時間内の駐車料金が無料になります)

※駐車場P1~P5は、米子コンベンションセンターの近隣の有料駐車場です。(こちらの駐車場ではコンベンションセンターの利用割引は適用されません)

住宅用火災警報器設置状況調査結果について

平成22年8月20日
消 防 チ ー ム

平成23年6月1日から既存住宅においても住宅用火災警報器の設置が義務化されることから、鳥取県における住宅用火災警報器の普及状況を調査し、今後の普及啓発活動に資することを目的に、住宅用火災警報器設置状況調査を実施しました。

調査結果については下記のとおりです。

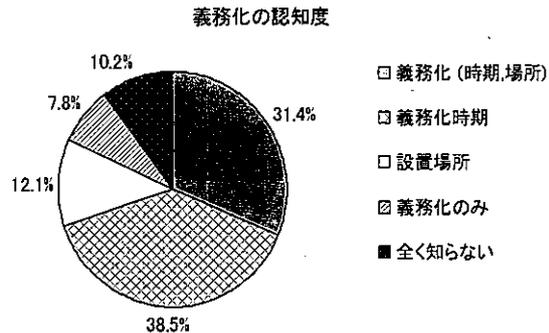
記

【調査の概要】

目 的	平成23年6月1日から、既存住宅も含めて住宅用火災警報器の設置が義務化されることから、鳥取県における住宅用火災警報器の普及状況を調査し、今後の普及啓発活動に資することを目的とする。
実施期間	平成22年5月10日から6月18日
調査対象数	県民（無作為抽出）（6,160名）
回答数	3,111名（回答率50.5%）

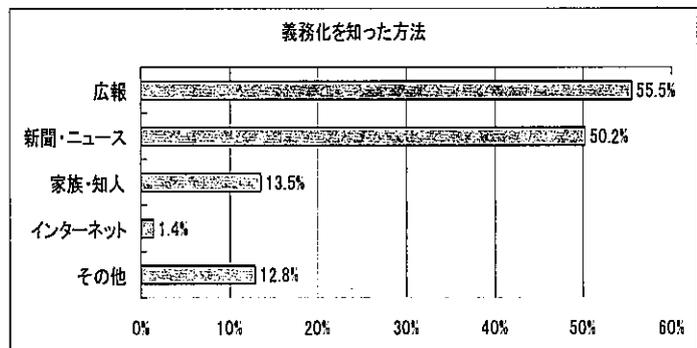
1 義務化の認知状況

住宅用火災警報器の設置が義務化される場合の「義務化時期」、「設置すべき場所」とも知っていたと回答された方は、全体の3割強に止まったが、「義務化時期」、「設置すべき場所」、「義務化されること」等その一部について知っていた方を含めると、全体の9割近くになった。



2 義務化を知った方法（複数回答可）

全体の半分以上の方が、「公的機関による広報」や「新聞・ニュースなどの報道」で義務化を知ったと回答されている。一方、「家族・知人」を通じて知った方は全体の1割程度に止まっている。

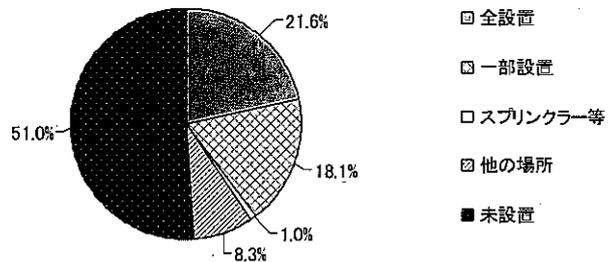


3 住宅用火災警報器設置状況

全く設置していない人が全体の半分以上で、義務となる場所すべてに設置しているのは、全体の2割余りに止まり、一部に設置している人は、それより若干少ない。

「義務となる場所には設置していないがその他の場所に設置している」も全体の1割近くに上るが、その設置箇所は9割近くが「台所」であった。

住宅用火災警報器設置状況

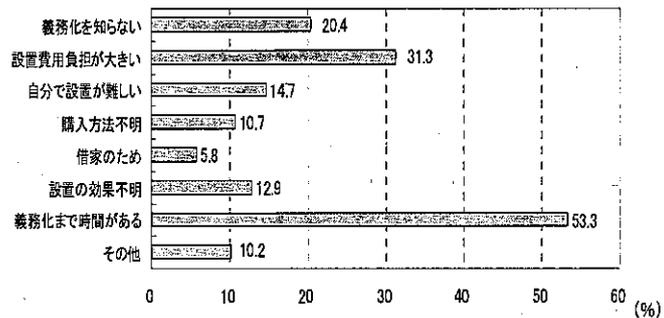


4 義務化となる箇所に設置していない理由（一部設置も含む）

（複数回答可）

全体の5割以上の方が、「義務化まで時間がある」と考えて、住宅用火災警報器を設置していない。また、全体の3割以上の方は「設置費用負担が大きい」としてているが、「義務化を知らない」からという方も全体の2割程度いる。

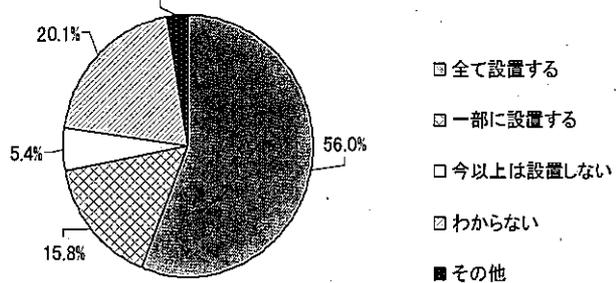
義務化となる箇所に設置していない理由（一部設置を含む）



5 今後の設置予定

今後、「設置すべき箇所のすべてに設置する」という方が全体の半分以上で、「設置すべき箇所の一部のみに設置する」という方が全体の約16%、「(今以上は)設置しない」という方が全体の5%程度あったが、「分からない」という方が全体の2割あり、今後も働きかけていく必要がある。

今後の設置予定



6 住宅用火災警報器設置についての意見

住宅用火災警報器の設置についての主な意見は右記のとおりでした。

住宅用火災警報器の選定・購入方法が分からないとか、取付けに不安を抱いている方も多いようなので、地域での説明会の開催、共同購入の取組み等住民に身近なところで、もっと普及促進を図ることが必要である。

主 な 意 見	人 数
設置費用負担が大きいので、補助をして欲しい。	210
市町村地区での対応（住警器の義務化の説明・共同購入など）をして欲しい。住警器の説明や設置も対応して欲しい。	110
公報不足、ホームページ以外でも広報して欲しい。	102
住宅用火災警報器はどのようなものがあるか、また価格はいくらか知りたい。	69
設置費用がどの位かかるのか、どこに頼めばよいのか知りたい。	39
自分で取付けが可能なのか、設置位置はどうか等がわからない。	33
信用ある設置業者や販売店等の紹介をして欲しい。	31

住宅用火災警報器設置状況調査結果概要

鳥取県防災局消防チーム

【調査の概要】

- 1 目的 平成18年6月1日に改正消防法が施行され、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅では鳥取県内は平成23年6月から、寝室及び階段に住宅用火災警報器の設置が義務化されることに伴い、鳥取県における住宅用火災警報器の普及状況を調査し、今後の普及啓発活動に活用することを目的とする。
- 2 実施期間 平成22年5月10日から6月18日
- 3 調査対象数 県民（無作為抽出）（6,160名）
- 4 回答数 3,111名（回答率50.5%）
- 5 市町村別調査対象者の抽出及び回答状況

	対象者		回答者		回収率 (%)
	実数(件)	構成比 (%)	実数(件)	構成比 (%)	
	6,160	100.0	3,111	100.0	50.5
鳥取市	1438	23.3	671	21.6	46.7
米子市	1104	17.9	593	19.1	53.7
倉吉市	362	5.9	161	5.2	44.5
境港市	256	4.2	130	4.2	50.8
岩美町	200	3.2	102	3.3	51.0
若桜町	200	3.2	96	3.1	48.0
智頭町	200	3.2	99	3.2	49.5
八頭町	200	3.2	105	3.4	52.5
三朝町	200	3.2	97	3.1	48.5
湯梨浜町	200	3.2	115	3.7	57.5
琴浦町	200	3.2	99	3.2	49.5
北栄町	200	3.2	119	3.8	59.5
日吉津村	200	3.2	109	3.5	54.5
大山町	200	3.2	100	3.2	50.0
南部町	200	3.2	112	3.6	56.0
伯耆町	200	3.2	99	3.2	49.5
日南町	200	3.2	98	3.2	49.0
日野町	200	3.2	111	3.6	55.5
江府町	200	3.2	95	3.1	47.5

〈調査にあたって〉

(1) 回答は回答日現在とした。

(2) 結果は百分比で表示し、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%に過不足することがある。

【調査結果概要】

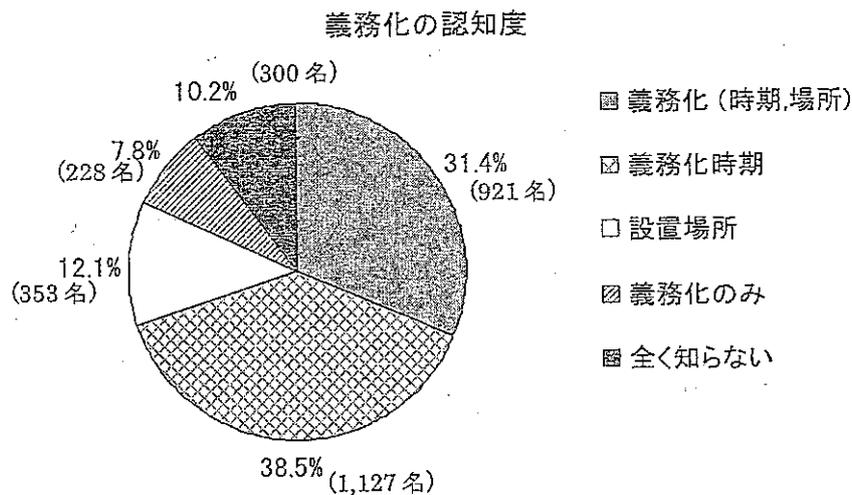
1 義務化の認知状況

問 住宅用火災警報器の義務化についてご存じでしたか。該当するもの1つに○をつけてください。

1 義務化時期、設置すべき場所の両方とも知っていた	921 名
2 義務化時期については知っていた	1,127 名
3 設置すべき場所については知っていた	353 名
4 義務化されることについては知っていた	228 名
5 全く知らなかった	300 名
回答者数計	2,929 名

※ なお、「義務化されることについては知っていた」は、アンケートの回答項目には設けていなかったが、「全く知らなかった」と回答された方の中に、他の質問「義務化を知った方法」でその方法を回答されている方が多かったので、そういう方は、義務化について漠然とは知っておられたと考え、集計時に本項目を設定し、そこに計上した。

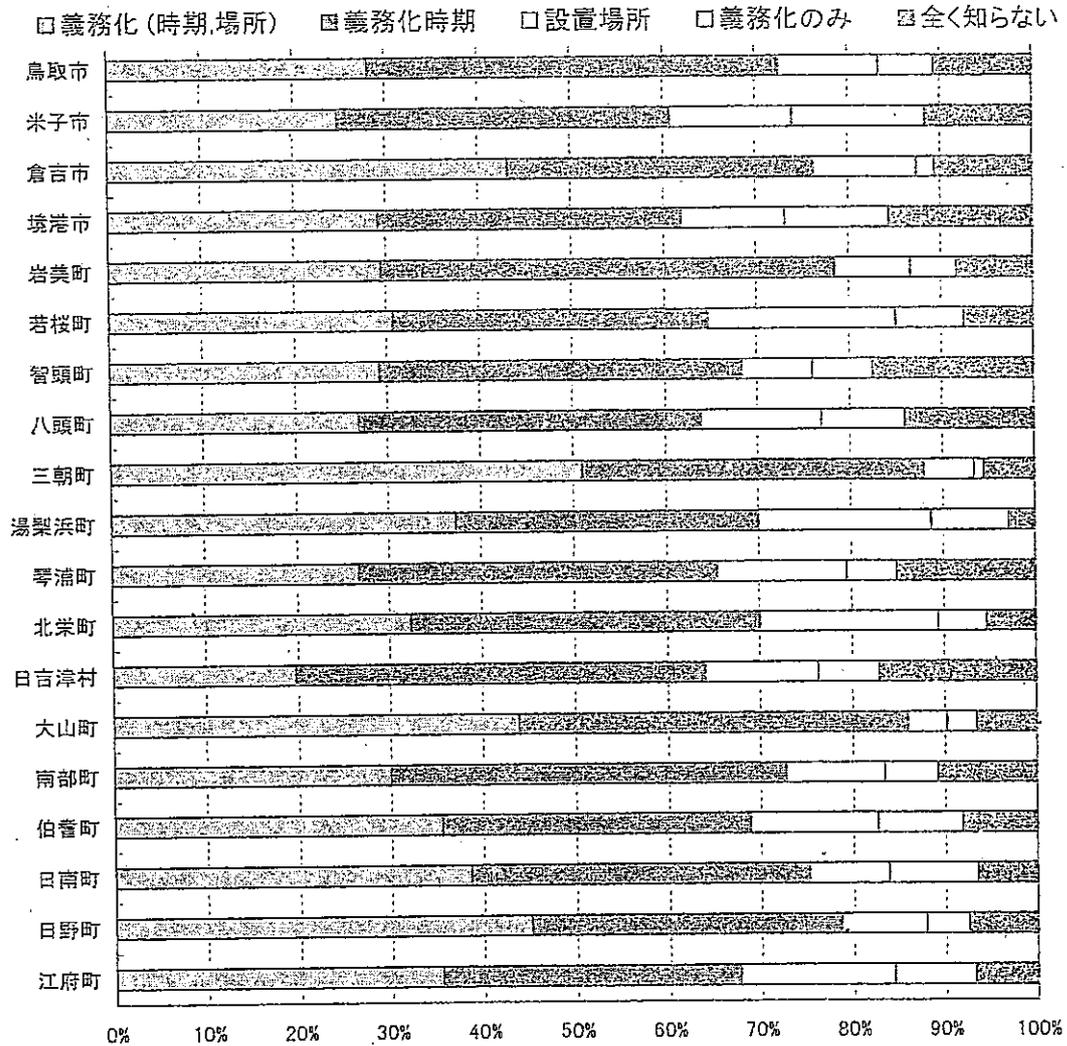
(1) 鳥取県の状況



住宅用火災警報器の設置が義務化される場合の「義務化時期」、「設置すべき場所」とも知っていたと回答された方は、全体の3割強に止まったが、「義務化時期」、「設置すべき場所」、「義務化されること」等その一部について知っていた方を含めると、全体の9割近くになった。

(2) 市町村別の状況

義務化の認知度



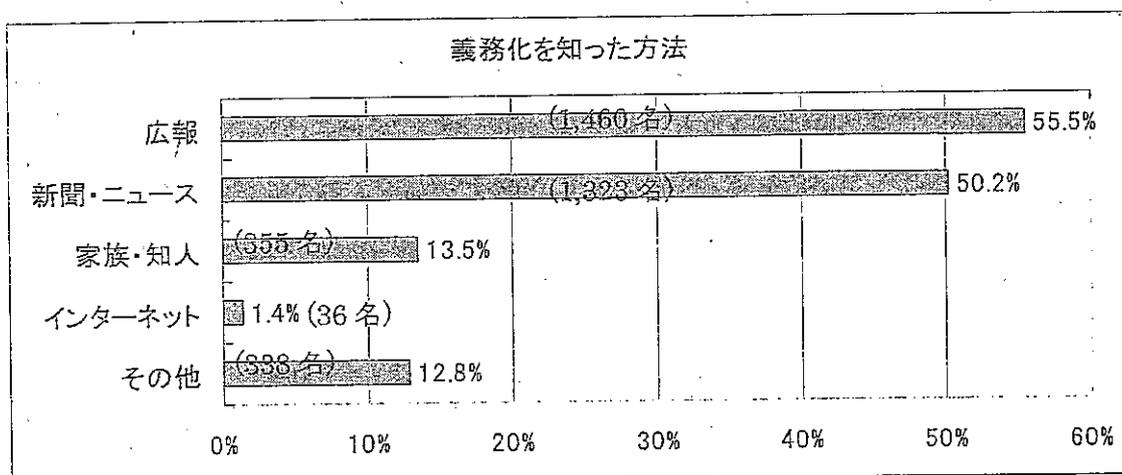
(注) 市町村別回答状況の詳細は別紙1のとおり

2 義務化を知った方法（複数回答可）

問 住宅用火災警報器の義務化について何でお知りになりましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 公的機関による広報	1,460名
2. 新聞・ニュースなどの報道	1,323名
3. インターネット	36名
4. 家族・知人	355名
5. その他（ ）	338名
実回答者数計	2,633名

(1) 鳥取県の状況

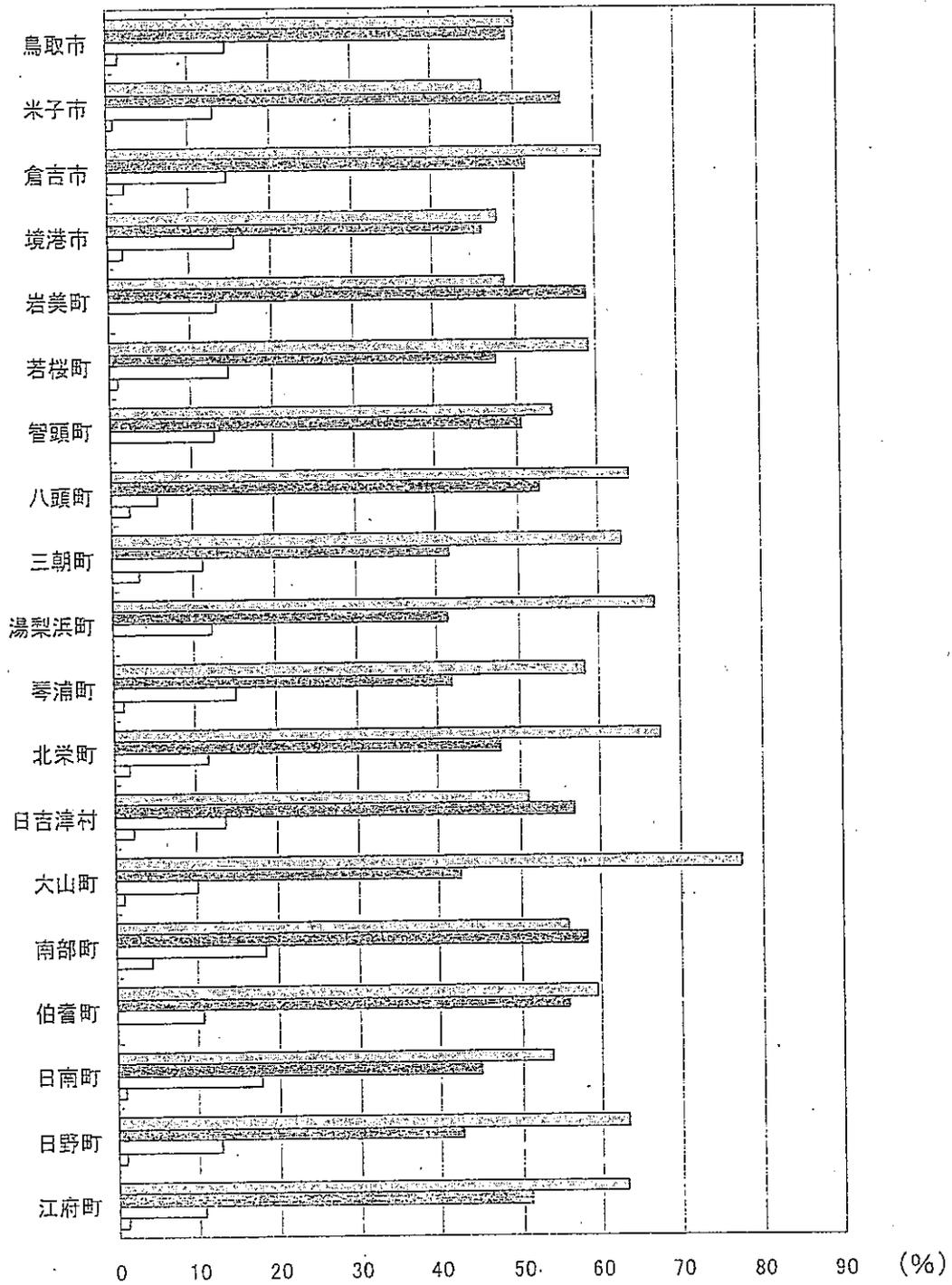


全体の半分以上の方が、「公的機関による広報」や「新聞・ニュースなどの報道」で義務化を知ったと回答されている。一方、「家族・知人」を通じて知った方は全体の1割程度に止まっている。

(2) 市町村別の状況

義務化を知った方法

□ 公的機関の広報 □ 新聞、ニュース □ 家族・知人 □ インターネット



(注) 市町村別回答状況の詳細は別紙2のとおり

3 住宅用火災警報器設置状況

問 平成23年6月1日より、お住まいの住宅では、次の場所に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます（新築住宅は平成18年6月1日から義務付け）。

- ・寝室（すべて）
 - ・階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- （例）2階建て一軒家で、1階に寝室が1部屋、2階に寝室2部屋がある場合（ただし、2階への階段は1つとする）
→ 設置箇所は、各寝室および階段で設置個数は4個となります。

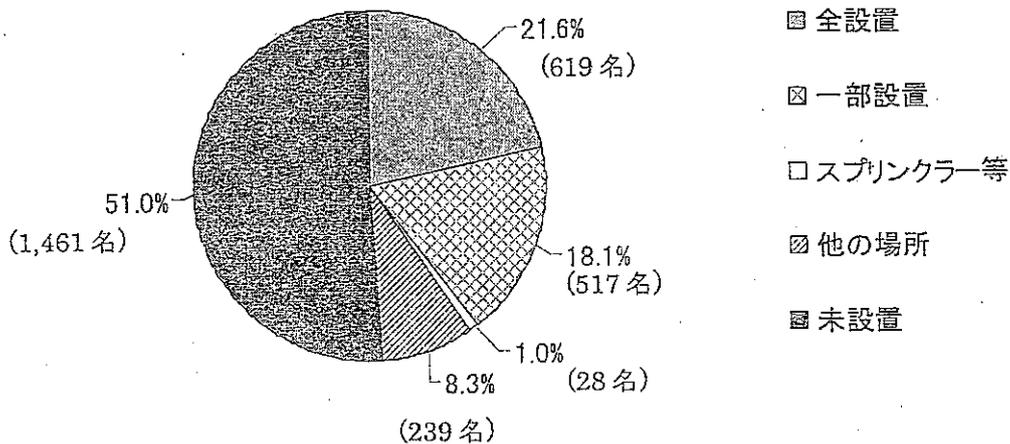
（注）消防法令に適合したスプリンクラー設備、又は自動火災報知設備が設置されている場合は、その有効範囲内の住宅の部分については、住宅用火災警報器の設置が免除されます。

お住まいの住宅には、義務となる場所に住宅用火災警報器が設置されていますか。該当するもの1つに○をつけてください。

1. 義務となる場所の全てに設置している	619名
2. 義務となる場所の一部に設置している	517名
3. 義務となる場所にスプリンクラー又は自動火災報知設備を設置している。	28名
4. 義務となる場所には設置していないが（ ）には設置している。 ※（ ）内には、台所等に設置されている場合は、その設置されている場所をご記入ください。（例：台所に設置されている場合は「台所」と記入）	239名
5. 設置していない	1,461名
回答者数計	2,864名

(1) 鳥取県の状況

住宅用火災警報器設置状況

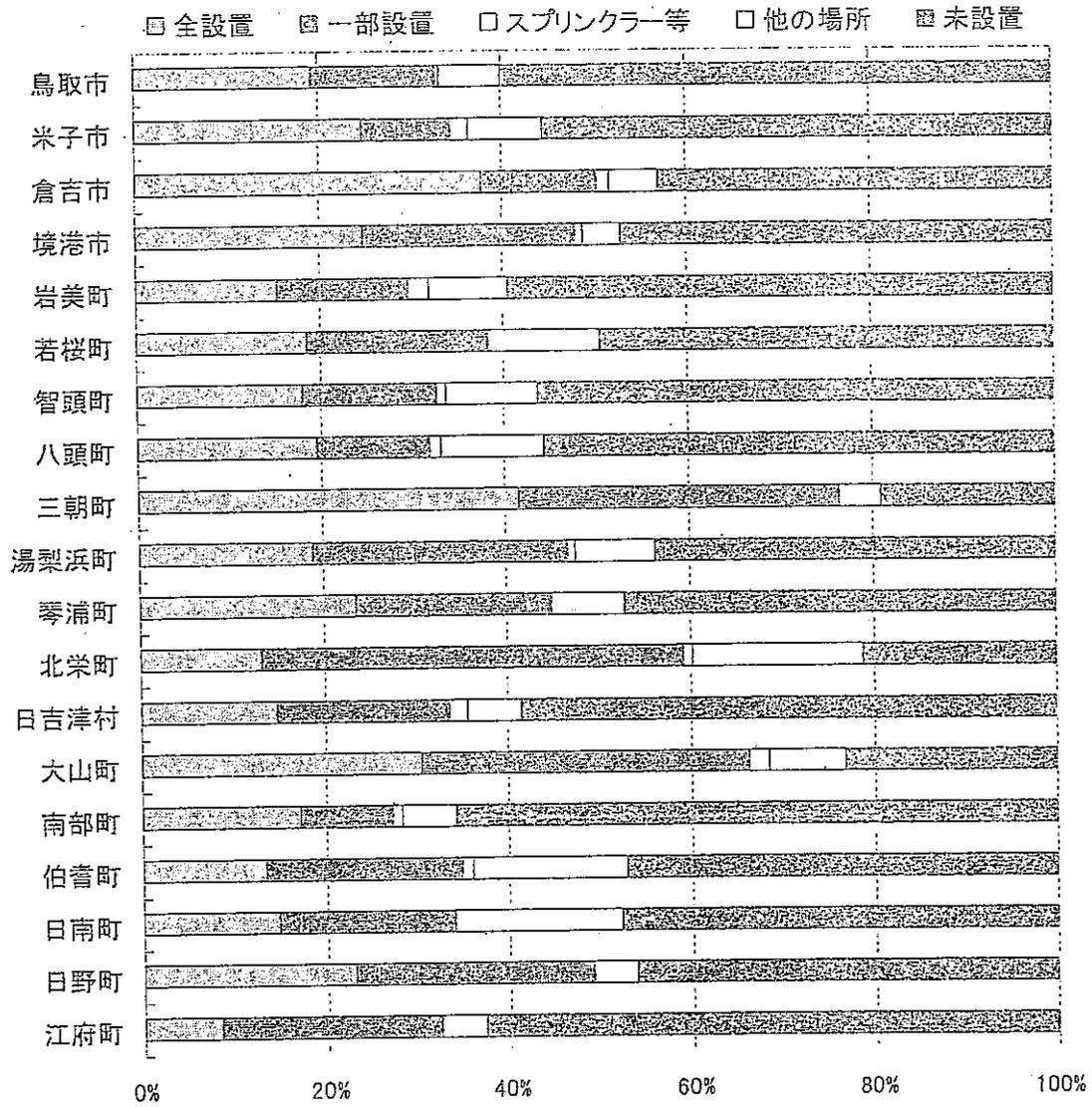


全く設置していない人が全体の半分以上で、義務となる場所すべてに設置しているのは、全体の2割余りに止まり、一部に設置している人は、それより若干少ない。

「義務となる場所には設置していないがその他の場所に設置している」も全体の1割近くに上るが、その設置箇所は9割近くが「台所」であった。

(2) 市町村別の状況

住宅用火災警報器設置状況



(注) 市町村別回答状況の詳細は別紙3のとおり

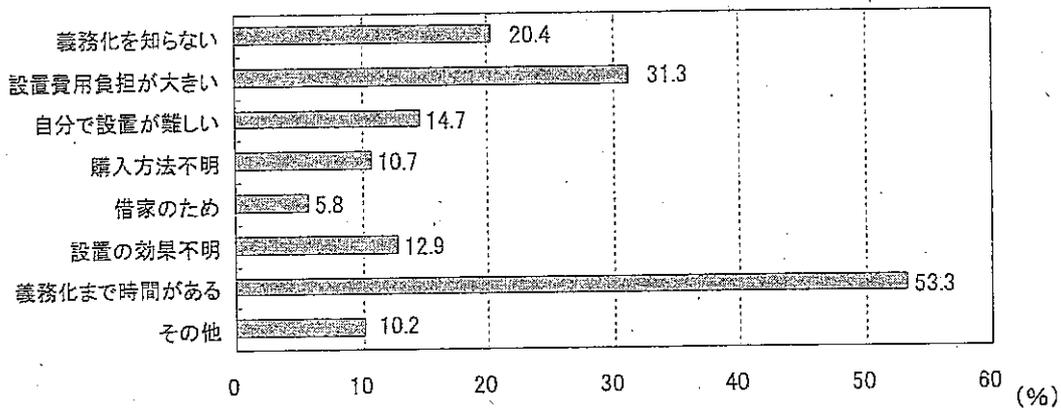
4 義務化となる箇所に設置していない理由（一部設置も含む）
（複数回答可）

問 お住まいの住宅に住宅用火災警報器を1つも設置していない方又は義務となる箇所の一部のみを設置している方にお聞きします。
今のところ設置していない（又は一部しか設置していない）理由は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 設置が義務化されていることを知らなかった	426名
2. 設置費用負担が大きい	652名
3. 自分で設置することは難しい	306名
4. 購入方法がわからない	224名
5. 借家のため自分で設置してよいのかわからない（管理者が付けてくれない）	121名
6. 設置することにより、どれくらい効果があるのかわからない	268名
7. 義務付けられるまで、まだ時間がある	1,111名
8. その他（ ）	212名
実回答者数計 2,085名	

(1) 鳥取県の状況

義務化となる箇所に設置していない理由（一部設置を含む）



全体の5割以上の方が、「義務化まで時間がある」と考えて、住宅用火災警報器を設置していない。また、全体の3割以上の方は「設置費用負担が大きい」としているが、「義務化を知らない」からという方も全体の2割程度いる。

(2) 市町村別の状況

義務となる箇所に設置していない主な理由(一部設置者も含む)



(注) 市町村別回答状況の詳細は別紙4のとおり

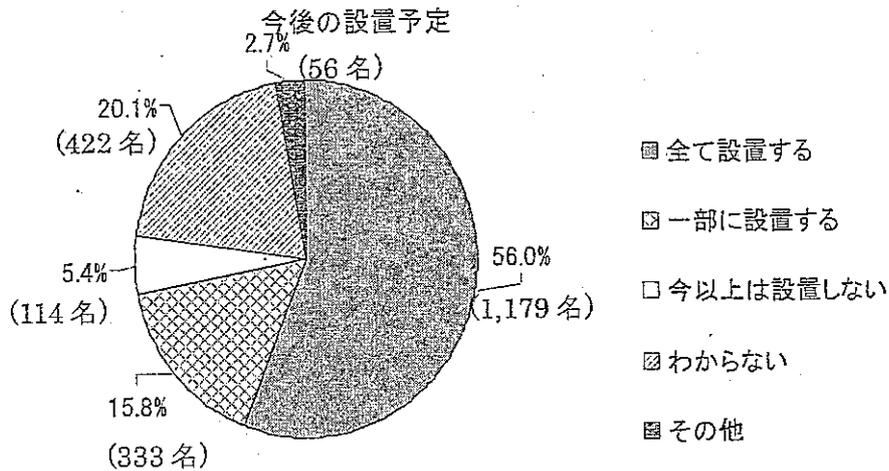
5 今後の設置予定

問 お住まいの住宅に住宅用火災警報器を1つも設置していない方又は義務となる箇所の一部のみに設置している方にお聞きします。義務化（平成23年6月）までには、現在設置していない箇所に住宅用火災警報器を設置しますか。該当するもの1つに○をつけてください。

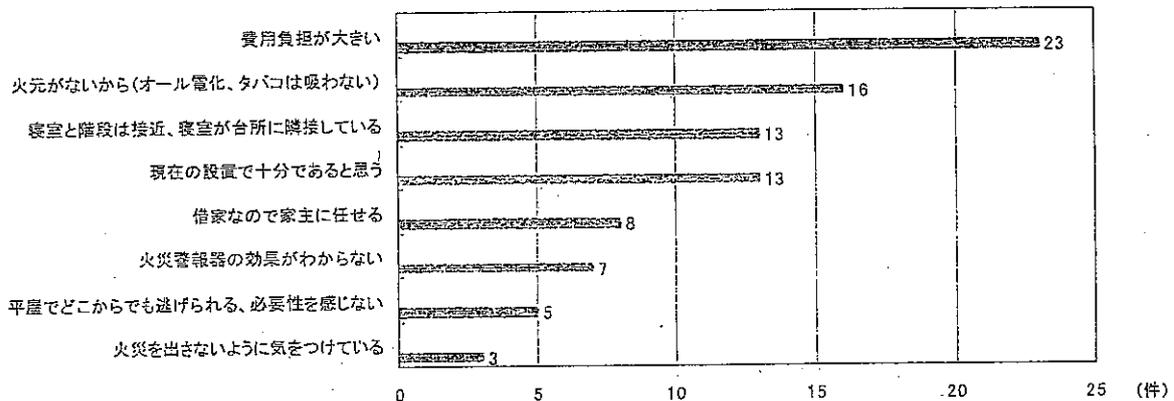
なお、2又は3と回答された方については、併せて理由もお書きください。

1. 設置すべき箇所のすべてに設置する	1,179名
2. 設置すべき箇所の一部のみに設置する（既に設置すべき箇所の一部に設置している方については、既設箇所以外の箇所に新たに設置される場合に限ります。） （設置すべき箇所の全部に設置しない理由を教えてください。理由： ）	333名
3. （今以上は）設置しない（既に設置すべき箇所の一部に設置している方が、既設箇所以外の箇所に設置されない場合を含みます。） （その理由を教えてください。理由： ）	114名
4. わからない	422名
5. その他（ ）	56名
回答者数	2,104名

(1) 鳥取県の状況



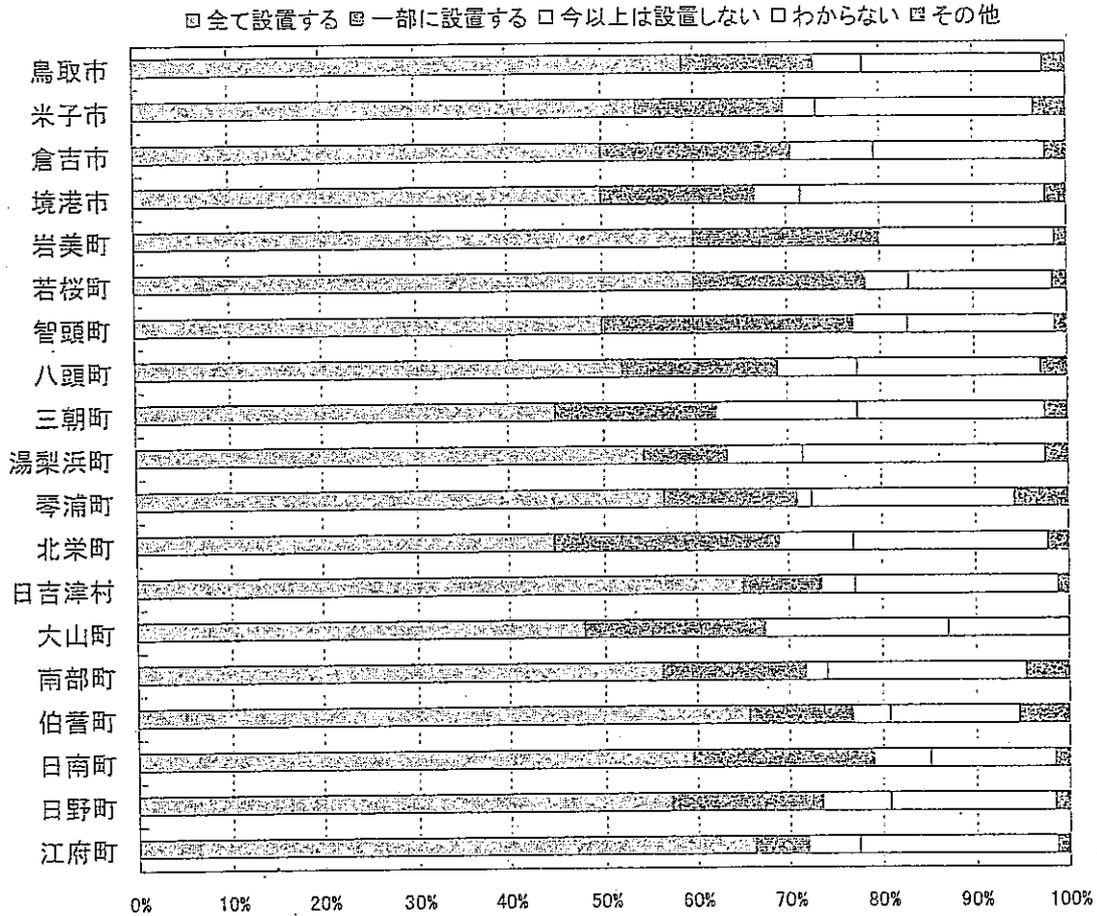
今以上は設置しないと回答された方の主な理由



今後、「設置すべき箇所のすべてに設置する」という方が全体の半分以上で、「設置すべき箇所の一部のみに設置する」という方が全体の約16%、「(今以上は) 設置しない」という方が全体の5%程度あったが、「分からない」という方が全体の2割あり、今後も働きかけていく必要がある。

(2) 市町村別の状況

今後の設置予定



(注) 市町村別回答状況の詳細は別紙5のとおり

6 住宅用火災警報器設置についての意見

住宅用火災警報器の設置について、自由な意見を記載していただいたところ、主な意見は、下記のとおりでした。

住宅用火災警報器の選定・購入方法が分からないとか、取付けに不安を抱いている方も多いようなので、地域での説明会の開催、共同購入の取組み等住民に身近なところで、もっと普及促進を図ることが必要である。

主 な 意 見	人 数
設置費用負担が大きいので、補助をして欲しい。	210
市町村地区での対応（住警器の義務化の説明・共同購入など）をして欲しい。住警器の説明や設置も対応して欲しい。	110
公報不足、ホームページ以外でも広報して欲しい。	102
住宅用火災警報器にはどのようなものがあるか、また価格はいくらか知りたい。	69
設置費用がどれ位かかるのか、どこに頼めばよいのか知りたい。	39
自分で取付けが可能なのか、設置位置はどうか等がわからない。	33
信用ある設置業者や販売店等の紹介をして欲しい。	31

義務化の認知状況

(単位:人、%)

区分	義務化について						認知について						合計	
	①時期・場所の両方とも		②義務化時期について		③設置すべき場所について		④義務化されることについて		小計		⑤全く知らなかった		人数	割合
市町村	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
鳥取市	180	28.3	281	44.3	69	10.9	38	6.0	568	89.4	67	10.6	635	100
米子市	139	25.0	199	35.8	74	13.3	80	14.4	492	88.5	64	11.5	556	100
倉吉市	66	43.4	50	32.9	17	11.2	3	2.0	136	89.5	16	10.5	152	100
境港市	34	29.3	38	32.8	13	11.2	13	11.2	98	84.5	18	15.5	116	100
岩美町	29	29.6	48	49.0	8	8.2	5	5.1	90	91.8	8	8.2	98	100
若桜町	29	30.9	32	34.0	19	20.2	7	7.4	87	92.6	7	7.4	94	100
智頭町	27	29.3	36	39.1	7	7.6	6	6.5	76	82.6	16	17.4	92	100
八頭町	27	27.0	37	37.0	13	13.0	9	9.0	86	86.0	14	14.0	100	100
三朝町	47	51.1	34	37.0	5	5.4	1	1.1	87	94.6	5	5.4	92	100
湯梨浜町	40	37.4	35	32.7	20	18.7	9	8.4	104	97.2	3	2.8	107	100
琴浦町	25	26.9	36	38.7	13	14.0	5	5.4	79	84.9	14	15.1	93	100
北栄町	37	32.5	43	37.7	22	19.3	6	5.3	108	94.7	6	5.3	114	100
日吉津村	21	19.8	47	44.3	13	12.3	7	6.6	88	83.0	18	17.0	106	100
大山町	41	44.1	39	41.9	4	4.3	3	3.2	87	93.5	6	6.5	93	100
南部町	31	30.1	44	42.7	11	10.7	6	5.8	92	89.3	11	10.7	103	100
伯耆町	31	35.6	29	33.3	12	13.8	8	9.2	80	92.0	7	8.0	87	100
日南町	36	38.7	34	36.6	8	8.6	9	9.7	87	93.5	6	6.5	93	100
日野町	49	45.4	36	33.3	10	9.3	5	4.6	100	92.6	8	7.4	108	100
江府町	32	35.6	29	32.2	15	16.7	8	8.9	84	93.3	6	6.7	90	100
県計	921	31.4	1,127	38.5	353	12.1	228	7.8	2,629	89.8	300	10.2	2,929	100

義務化を知った方法 (複数回答可)

(単位:人、%)

区分	公的機関による広報		新聞・ニュースなどの報道		インターネット		家族・知人		その他		回答者 (実人員)
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
市町村	289	50.3	283	49.3	8	1.4	85	14.8	96	16.7	574
鳥取市	216	46.4	261	56.0	4	0.9	61	13.1	47	10.1	466
米子市	83	61.0	70	51.5	3	2.2	20	14.7	18	13.2	136
倉吉市	49	48.0	47	46.1	2	2.0	16	15.7	12	11.8	102
境港市	44	48.9	53	58.9	0	0.0	12	13.3	15	16.7	90
岩美町	52	59.1	42	47.7	1	1.1	13	14.8	7	8.0	88
若桜町	42	54.5	39	50.6	0	0.0	10	13.0	6	7.8	77
智頭町	57	64.0	47	52.8	2	2.2	5	5.6	13	14.6	89
八頭町	56	62.9	37	41.6	3	3.4	10	11.2	13	14.6	89
三朝町	71	67.0	44	41.5	0	0.0	13	12.3	8	7.5	106
湯梨浜町	46	58.2	33	41.8	1	1.3	12	15.2	14	17.7	79
琴浦町	75	67.6	53	47.7	2	1.8	13	11.7	12	10.8	111
北栄町	45	51.1	50	56.8	2	2.3	12	13.6	9	10.2	88
白吉津村	69	77.5	38	42.7	1	1.1	9	10.1	11	12.4	89
大山町	51	56.0	53	58.2	4	4.4	17	18.7	16	17.6	91
南部町	50	59.5	47	56.0	0	0.0	9	10.7	12	14.3	84
伯耆町	48	53.9	40	44.9	1	1.1	16	18.0	12	13.5	89
白南町	64	63.4	43	42.6	1	1.0	13	12.9	13	12.9	101
白野町	53	63.1	43	51.2	1	1.2	9	10.7	4	4.8	84
江府町	1,460	55.5	1,323	50.2	36	1.4	355	13.5	338	12.8	2,633
県計											

(注) 該当項目全てについて回答(重複して回答)する方法を取っているため、割合は実回答者総数に対する割合とした。

火災警報器の設置状況

(単位:人、%)

区分	義務となる場所全てに設置		義務となる場所の一部に設置		スプリンクラー又は自動火災報知設備を設置		義務となる場所以外に設置		左のうち台所に設置している人		設置していない		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
市町村														
鳥取市	121	19.4	84	13.5	2	0.3	42	6.7	38	90.5	374	60.0	623	100
米子市	135	24.7	53	9.7	11	2.0	44	8.1	41	93.2	303	55.5	546	100
倉吉市	57	37.7	19	12.6	2	1.3	8	5.3	7	87.5	65	43.0	151	100
境港市	30	24.8	28	23.1	1	0.8	5	4.1	5	100.0	57	47.1	121	100
岩美町	14	15.4	13	14.3	2	2.2	8	8.8	7	87.5	54	59.3	91	100
若桜町	17	18.7	18	19.8	0	0.0	11	12.1	10	90.9	45	49.5	91	100
智頭町	16	18.0	13	14.6	1	1.1	9	10.1	8	88.9	50	56.2	89	100
八頭町	19	19.6	12	12.4	1	1.0	11	11.3	10	90.9	54	55.7	97	100
三朝町	37	41.6	31	34.8	0	0.0	4	4.5	3	75.0	17	19.1	89	100
湯梨浜町	20	19.0	29	27.6	1	1.0	9	8.6	9	100.0	46	43.8	105	100
琴浦町	21	23.6	19	21.3	0	0.0	7	7.9	5	71.4	42	47.2	89	100
北栄町	15	13.3	52	46.0	1	0.9	21	18.6	18	85.7	24	21.2	113	100
日吉津村	15	14.9	19	18.8	2	2.0	6	5.9	6	100.0	59	58.4	101	100
大山町	29	30.5	34	35.8	2	2.1	8	8.4	6	75.0	22	23.2	95	100
南部町	17	17.2	10	10.1	1	1.0	6	6.1	6	100.0	65	65.7	99	100
伯耆町	12	13.5	19	21.3	1	1.1	15	16.9	15	100.0	42	47.2	89	100
日南町	13	14.8	17	19.3	0	0.0	16	18.2	15	93.8	42	47.7	88	100
日野町	24	23.1	27	26.0	0	0.0	5	4.8	3	60.0	48	46.2	104	100
江府町	7	8.4	20	24.1	0	0.0	4	4.8	2	50.0	52	62.7	83	100
県計	619	21.6	517	18.1	28	1.0	239	8.3	214	89.5	1,461	51.0	2,864	100

義務となる箇所を設置していない理由(複数回答可)

(単位:人、%)

区分	義務化されるところを知らなかった		設置費用が大き		自分で設置することは難しい		購入方法がわからない		借家のため自分で設置してよいかかわからない		設置することにより、どれくらい効果があるのかわからない		義務付けられるまで、まだ時間がある		その他		回答者(実人員)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
市町村	91	18.8	150	30.9	61	12.6	42	8.7	17	3.5	59	12.2	292	60.2	49	10.1	485	
鳥取市	100	25.0	122	30.5	67	16.8	59	14.8	60	15.0	43	10.8	178	44.5	37	9.3	400	
米子市	12	14.1	34	40.0	14	16.5	10	11.8	10	11.8	10	11.8	47	55.3	5	5.9	85	
倉吉市	23	26.4	29	33.3	13	14.9	10	11.5	9	10.3	10	11.5	35	40.2	8	9.2	87	
境港市	10	13.2	21	27.6	18	23.7	12	15.8	2	2.6	7	9.2	45	59.2	5	6.6	76	
岩美町	13	19.7	20	30.3	8	12.1	6	9.1	2	3.0	9	13.6	33	50.0	9	13.6	66	
若桜町	23	33.8	15	22.1	16	23.5	11	16.2	2	2.9	13	19.1	39	57.4	7	10.3	68	
智頭町	18	24.7	24	32.9	15	20.5	10	13.7	1	1.4	11	15.1	37	50.7	12	16.4	73	
八頭町	6	13.3	10	22.2	3	6.7	2	4.4	3	6.7	7	15.6	19	42.2	7	15.6	45	
三朝町	9	11.7	29	37.7	13	16.9	5	6.5	2	2.6	8	10.4	36	46.8	8	10.4	77	
湯梨浜町	18	26.1	26	37.7	5	7.2	11	15.9	2	2.9	10	14.5	42	60.9	4	5.8	69	
琴浦町	12	15.6	29	37.7	11	14.3	7	9.1	0	0.0	14	18.2	36	46.8	15	19.5	77	
北栄町	20	25.3	19	24.1	14	17.7	6	7.6	5	6.3	15	19.0	44	55.7	6	7.6	79	
日吉津村	10	21.3	17	36.2	6	12.8	4	8.5	1	2.1	5	10.6	21	44.7	11	23.4	47	
大山町	16	20.0	21	26.3	15	18.8	8	10.0	2	2.5	13	16.3	49	61.3	9	11.3	80	
南部町	16	22.9	24	34.3	7	10.0	7	10.0	0	0.0	7	10.0	45	64.3	4	5.7	70	
伯耆町	12	20.0	24	40.0	6	10.0	4	6.7	1	1.7	9	15.0	27	45.0	7	11.7	60	
日南町	10	14.1	22	31.0	10	14.1	5	7.0	0	0.0	13	18.3	42	59.2	4	5.6	71	
日野町	7	10.0	16	22.9	4	5.7	5	7.1	2	2.9	5	7.1	44	62.9	5	7.1	70	
江府町	426	20.4	652	31.3	306	14.7	224	10.7	121	5.8	268	12.9	1111	53.3	212	10.2	2085	
県計																		

(注)該当項目全てについて回答(重複して回答)する方法を取っているため、割合は実回答者総数に対する割合とした。

今 後 の 設 置 予 定

区分	設置すべき箇所の 全てに設置		設置すべき箇所の 一部にのみ設置		(今以上は)設置しな い		わからない		その他		合 計	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
市町村	285	58.9	69	14.3	25	5.2	93	19.2	12	2.5	484	100
鳥取市	216	53.9	64	16.0	14	3.5	93	23.2	14	3.5	401	100
米子市	44	50.0	18	20.5	8	9.1	16	18.2	2	2.3	88	100
倉吉市	42	50.0	14	16.7	4	4.8	22	26.2	2	2.4	84	100
境港市	45	60.0	15	20.0	0	0.0	14	18.7	1	1.3	75	100
岩美町	39	60.0	12	18.5	3	4.6	10	15.4	1	1.5	65	100
若桜町	35	50.0	19	27.1	4	5.7	11	15.7	1	1.4	70	100
智頭町	37	52.1	12	16.9	6	8.5	14	19.7	2	2.8	71	100
八頭町	18	45.0	7	17.5	6	15.0	8	20.0	1	2.5	40	100
三朝町	42	54.5	7	9.1	6	7.8	20	26.0	2	2.6	77	100
湯梨浜町	39	56.5	10	14.5	1	1.4	15	21.7	4	5.8	69	100
琴浦町	39	44.8	21	24.1	7	8.0	18	20.7	2	2.3	87	100
北栄町	54	65.1	7	8.4	3	3.6	18	21.7	1	1.2	83	100
日吉津村	22	47.8	9	19.6	9	19.6	6	13.0	0	0.0	46	100
大山町	48	56.5	13	15.3	2	2.4	18	21.2	4	4.7	85	100
南部町	48	65.8	8	11.0	3	4.1	10	13.7	4	5.5	73	100
伯耆町	40	59.7	13	19.4	4	6.0	9	13.4	1	1.5	67	100
日南町	39	57.4	11	16.2	5	7.4	12	17.6	1	1.5	68	100
日野町	47	66.2	4	5.6	4	5.6	15	21.1	1	1.4	71	100
江府町	1,179	56.0	333	15.8	114	5.4	422	20.1	56	2.7	2,104	100
県 計												